

○管内要覧取扱要領の制定について(通達甲)

平成28年 3月15日

地域発第70号

改正 平成31年 2月12日地域発第48号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

管内要覧の取扱いに関し「管内要覧取扱要領の制定について(例規)」(平成20年3月6日地域発第93号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、管内要覧の取扱いに関し別添のとおり「管内要覧取扱要領」を定め、平成28年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

管内要覧取扱要領

第1 趣旨

この要領は、高知県地域警察運営規程(平成5年3月本部訓令第6号)第30条第3項に基づき、所管区に勤務する地域警察官が当該所管区について実態を把握した事項を管内要覧として整理し、保管するために必要な事項を定めるものとする。

第2 取扱要領

1 管内要覧の備付け等

(1) 管内要覧は、交番、駐在所及び署所在地(以下「交番等」という。)の所管区ごとに備え付けるものとする。

なお、高知県地域警察運営規程第33条第1項の規定による統合運用を行っている場合においても、交番等の固有の所管区ごとに備え付けるものとする。

(2) 所管区警察官は、地域警察活動等を通じて把握した所管区内の情勢等を管内要覧に記載して、常に活用できるようにしておかなければならない。

2 保管責任者等

(1) 保管責任者

ア 管内要覧の保管責任者は、次のとおりとする。

(ア) 交番 交番所長又は署長が指定する班長

(イ) 駐在所 班長又は所管区員

(ウ) 署所在地 署長が指定する班長

イ 保管責任者は、常に管内要覧の整理状況を点検し、効果的な活用ができるよう配慮しなければならない。

(2) 署幹部(署長、副署長等及び本署地域警察幹部をいう。)は、管内要覧を年1回以上点検し、点検を行ったときは、別記第1号様式の点検表に押印するものとする。

第3 記載要領等

管内要覧は、別記第1号様式の点検表から別記第13号様式の要保護者一覧までにより構成するものとし、各様式の記載要領等は、次のとおりとする。

1 点検表(別記第1号様式)

別記第1号様式の点検表は、別記第2号様式の管内要覧の次に編冊すること。

2 管内要覧(別記第2号様式)

管内要覧の表紙として、交番等の名称を明記するとともに、管内要覧の1

ページ目として編冊すること。

3 交番等の沿革(別記第3号様式)

所有者欄には、土地及び建物別にその所有者の住所、氏名等を記載し、沿革欄には、設置、移転、改築、統廃合、災害等の年月日及びその状況を記載すること。

なお、別記第3号様式の交番等の沿革のその1に代えて、高知県警察処務規程(平成17年4月本部訓令第8号)第22条第3号に規定する交番、駐在所等区画原簿の写しを使用しても差し支えないものとする。

4 装備資機材等台帳(別記第4号様式)

装備資機材等台帳には、交番等に配備されている小型警ら車、原動機付自転車、自転車その他の装備資機材について、その数量、特徴等を記載すること。また、備考欄には、当該装備資機材等を廃棄し、若しくは返還したとき又は交番等の統廃合などにより異動を生じたときの原因及び返還先を記載すること。

5 歴代所管区担当者名簿(別記第5号様式)

所管区警察官全員についてその氏名を記載し、異動(受持区の異動を含む。)の都度、配置年月日、受持区、転勤年月日等の所要事項を記載すること。

6 所管区内情勢一覧(別記第6号様式)

所管区ごとに毎年12月31日現在の把握事項を記載すること。

なお、高齢者(内数)欄には、管内居住者のうち、70歳以上の者の人口を内数として記載するものとする。

7 所管区内発生特異重要事犯一覧(別記第7号様式)

所管区内で発生し、又は波及した事件のうち、特に重要若しくは特異な事件について記載すること。

8 所管区内災害発生状況一覧(別記第8号様式)

所管区内で発生した災害のうち、被害が甚大であるなど特異なものについて記載すること。

9 雑踏警備を要する行事等一覧(別記第9号様式)

所管区内で行われる祭礼等の行事のうち、雑踏警備を要するものについて記載すること。警備要員欄には、必要な警備員の概数を記載すること。

10 消防団・自主防犯組織等一覧(別記第10号様式)

所管区内に所在する消防団、警察の職務執行に関係のある自主防犯組織等について記載すること。また、備考欄には、その団体が保有する設備、機械等を記載すること。

11 公職者等一覧(別記第11号様式)

所管区内に居住する国会及び地方公共団体の議員、保護司、民生委員等の公職者及び警察の職務執行に関係がある者について記載すること。

12 銃砲刀剣類所持者一覧(別記様式12号様式)

所管区内に居住する銃砲刀剣類所持者について受持区ごとに記載し、種別欄には銃砲又は刀剣の別を記載すること。

13 要保護者一覧(別記第13号様式)

いわゆる災害時要援護者など本人、その家族等が災害等に際して保護を望んでいる者について記載すること。また、区分欄には、独居等保護上注意を要する区分を記載すること。

(別記様式省略)